

議案第 27 号

指定管理者の指定期間の変更につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 17 日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

指定管理者の指定期間の変更につき議決を求めることについて

甲賀市福祉ホールの指定管理者の指定期間（令和２年１２月２３日議決）を次のとおり変更することにつき、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定に基づき、議決を求める。

現行の指定期間「令和３年４月１日から令和７年３月３１日まで」を「令和３年４月１日から令和４年３月３１日まで」に変更する。

議案第 27 号 参考資料

1 現行の指定管理者の指定期間について（令和 2 年 11 月 26 日提出、令和 2 年 12 月 23 日議決）

2 公の施設の名称 甲賀市福祉ホール

3 指定管理者 滋賀県甲賀市水口町水口 5609 番地
社会福祉法人甲賀市社会福祉協議会
会長 嘉 郷 重 郷（令和 3 年 6 月 23 日林 善彦に変更）

4 現行の指定期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

5 甲賀市福祉ホールの指定管理者の指定期間の変更について

現行の指定期間「令和 3 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで」を「令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで」に変更する。

6 変更理由

水口社会福祉センターを含めた施設整備にかかる工事に伴い休館とするため、
現行の指定管理者の指定期間を 3 年間短縮するもの。

議案第 28 号

指定管理者の指定期間の変更につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 17 日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

指定管理者の指定期間の変更につき議決を求めることについて

甲賀市老人福祉センター佐山荘の指定管理者の指定期間（令和２年１２月２３日議決）を次のとおり変更することにつき、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定に基づき、議決を求める。

現行の指定期間「令和３年４月１日から令和５年３月３１日まで」を「令和３年４月１日から令和４年３月３１日まで」に変更する。

参考資料

- 1 現行の指定管理者の指定期間について（令和２年１１月２６日提出、令和２年１２月２３日議決）
- 2 公の施設の名称 甲賀市老人福祉センター佐山荘
- 3 指定管理者 滋賀県甲賀市水口町水口５６０９番地
社会福祉法人甲賀市社会福祉協議会
会長 嘉 郷 重 郷（令和３年６月２３日林 善彦に変更）
- 4 現行の指定期間 令和３年４月１日から令和５年３月３１日まで
- 5 甲賀市老人福祉センター佐山荘の指定管理者の指定期間の変更について
現行の指定期間「令和３年４月１日から令和５年３月３１日まで」を「令和３年４月１日から令和４年３月３１日まで」に変更する。
- 6 変更理由
甲賀市老人福祉センター佐山荘に佐山地域市民センター及び佐山学区自治振興会の機能を移転することにかかる工事に伴い施設を休館とするため、現行の指定管理者の指定期間を１年短縮するもの。